

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 7 日
契 約 業 者 名	パシフィックコンサルタンツ（株）首都圏本社
契 約 業 者 の 住 所	千代田区神田錦町 3 - 2 2
業 務 の 名 称	R 6 バスタ新宿利便向上に資する施設計画検討業務
業 務 場 所	東京国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	本業務は、バスタ新宿の施設拡充に関わる多様なニーズを踏まえ、バス利用者の更なる利便向上に向けて、交通結節点の機能強化を図るために施設の利便向上の検討を行うものである。また、平常時・災害時におけるバスタ新宿の役割の検討等を行うものである。 1. 履行期間 2. 非常時におけるバスタ新宿の役割検討
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 9 月 6 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 6 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 4 , 9 5 9 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 3 , 7 8 4 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 8 , 7 4 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 履行期間 当初、マーケットサウンディングの検討については、有識者検討会に諮って方針などを決めていく必要があるが検討会の開催時期が見込んでいた時期よりずれ込み、令和6年度内の開催となり、検討会後にマーケットサウンディングの具体的な内容の検討に時間を要することから、本業務の工期を122日間延長し、令和7年6月30日までとする。 2. 非常時におけるバスタ新宿の役割検討 当初は、バスタ新宿の3階及び4階の屋内用デジタルサイネージについて検討を行っていたが、バスタ新宿の利便性向上の検討を進める上で、新たに屋外用デジタルサイネージの設置について検討する必要性が生じたことから、検討項目を変更し増工する。